

議案第 1 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成29年7月20日

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

沖縄県立那覇工業高等学校の学科改編を行うため、沖縄県立高等学校管理規則の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立那覇工業高等学校の項中 「機械科
電気科」 を 「機械科
電子機械科」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄県立那覇工業高等学校の電子機械科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

- 1 件名
沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

- 2 改正の必要性

沖縄県立那覇工業高等学校定時制課程においては、入学者数の減少により定員枠を埋められない状況が続いており、定員を減ずる必要があることから、機械科及び電子機械科を統合し機械科とするため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

なお、統合した機械科は、機械加工コース及び機械整備コースの2コース制とし、従来の機械科及び電子機械科におけるカリキュラムをそれぞれ継承する。

- 3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立那覇工業高等学校定時制課程の「機械科」と「電子機械科」を統合し「機械科」に改める。
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則の別表第1（第3条関係）を改める。
- (3) この規則は、平成30年4月1日から施行する。〈附則〉

- 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
沖縄県立高等学校等の設置に関する条例

- 5 添付資料
新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平12年沖縄県条例第7号）新旧対照表											
改正案					現行						
(名称、位置) 第3条 (略)					(名称、位置) 第3条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。						
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)						
名称	位置	科	課程	修業年限	学科	名称	位置	科	課程	修業年限	学科
沖縄県立 那覇工業高等学校	浦添市勢理 客		定時制	三年以上	機械科 電気科	沖縄県立 那覇工業高等学校	浦添市勢理 客		定時制	三年以上	機械科 電気科 電子機械科